

旅費証拠書類の共通非開示項目及び非開示理由

記載内容	共通非開示項目	非開示理由	適用条項
警察職員や支払の相手方の特定に関する情報	<p>警部補・同相当職以下の警察職員の氏名及び印影 (請求者印) (領収印)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の職及び氏名については、原則開示であるが、警察業務は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するというものであることから、相手方となる者の反発や反感を招きやすいという特殊性があり、そのため、道警察においては、警察職員及びその家族に対する嫌がらせや攻撃等の行為を防止するとともに、そのプライバシーの保護の万全を期すため、警部補・同相当職以下の職員の氏名は一般に公にしている。 警部補・同相当職以下の警察職員は、警察の第一線現場において警察を敵視する人物や団体等と対峙しつつ、日々、業務を行っており、その氏名が公になると敵対する勢力等から嫌がらせを受けたり、プライバシーを侵害されるおそれがあり、警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、会計職員の印影を除き原則として非開示とする必要がある。 警部補・同相当職以下の会計職員の印影(「執行機関決裁欄」及び「出納機関決裁欄」の印影)を開示することとしたのは、当該会計職員は、旅費証拠書類の作成のみに関与したものであり、旅行用務である具体的な警察活動に直接的な関連はないことから旅行用務を問わずその印影はすべて開示することとしたものである。 警部・同相当職以上の職員は、組織的に管理者的な立場に立つ職員であることから、道警察においては、これらの職員の氏名を公にすることが公益上必要であるとの判断から、一般に公にしている。しかし、こうした職員の中にも個々の捜査活動に従事している者がおり、これらの職員の氏名については、犯罪の予防、捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあることから非開示とする必要がある。 	<p>条例10条1項1号 (個人に関する情報) 条例10条1項3号 (公共安全情報)</p>
	<p>口座振込払の振込先銀行名、支店名及び口座番号</p>	<ul style="list-style-type: none"> 警察職員が私人の立場で任意に選定した銀行及び開設口座に関する情報であって、個人の私生活に係る情報である。これらの情報が公になると、特定の個人が識別されるおそれがあり、かつ、純粋に私生活上の情報であることから、通常他人に知られたいと認められる情報(特定の個人の主観的判断の如何を問わず、社会通念上他人に知られたいと思うことが通常であると認められる情報)に該当し、非開示とする必要がある。 駐在所勤務員等は、特定の地域内に居住して業務を行うことから、居住地域内で利用可能な金融機関が限定され、利用する銀行名が開示されると、当該勤務員個人が特定されることとなる。 また、都市部で勤務する職員についても、所属名及び職務の級を明らかにしていることから、職務の級から階級が推認できる 旅行用務が開示の場合は、さらに担当する係名が特定される など銀行支店名が開示されると、他の入手可能な情報(居住地情報等)と結合することにより、当該職員が特定されることとなる。 	<p>条例10条1項1号 (個人に関する情報)</p>
	<p>給与の号俸</p>	<ul style="list-style-type: none"> 警察職員個人の給与に関する情報を公にすると特定の個人が識別されるおそれがある。また、個人の給与額は、通常他人に知られたいと認められる情報(特定の個人の主観的判断の如何を問わず、社会通念上、他人に知られたいと思うことが通常であると認められる情報)に該当し、非開示とする必要がある。 警察職員の給与は、「北海道地方警察職員の給与に関する条例」で、警察官は「公安職給料表」、一般職員は「行政職給料表」により、職務の級及び号俸ごとに規定され公となっている。さらに、警察官は、職階制が採用され、その給与は、基本的に階級と在職年数で区分されており、一般に公にしている「職務の級の格付基準」(内部文書)で職務の級ごとに警察本部、警察学校、方面本部、警察署における職名が指定されている。したがって、旅行者の氏名が非開示とされている場合であっても、旅行者の所属名と職務の級を明らかにしていることから、職務の級が明らかになると階級が推認され、かつ勤務する警察本部、警察学校、方面本部、警察署の区分で職名が判明する 旅行用務が開示の場合は、さらに担当する係名が特定される など号俸が開示されると在職年数や職務の級の在職年数が推認され、等の情報と結合することにより、当該職員が特定されることとなる。 	<p>条例10条1項1号 (個人に関する情報)</p>

記載内容	非開示項目	非開示理由			適用条項	
		A及びB	C	D		
警察職員や支払の相手方の特定に関する情報	旅行者	職名	開示	原則開示 ただし、公にされていない警衛・警護業務の事前実査 秘匿裡に行われている捜査中の事件に係る検討会（打合せ） 等の用務に係るものについては、職名が明らかになると当該職名に係る担当業務の内容が特定又は推認されるなど、警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には非開示となる。	原則非開示 職名が明らかになると当該職名に係る担当業務の内容が特定又は推認され、当該旅行用務に係る個別の警察活動の内容が推認されるおそれがあることから非開示とする。 ただし、捜査が終結し、刑が確定した事件 未決事件のうち、公訴の時効が成立した事件 警察が事件の全容を公表している事件 などであって、これらの情報を公にしても捜査協力者が推認されず、危害を加えられるおそれがない場合や捜査体制、捜査手法が判明せず、将来の捜査に支障を及ぼすおそれがない場合は開示となる。	条例10条1項3号 （公共安全情報）
		氏名 請求者印 領収印	警部補・同相当職以下の職員の氏名については、「共通非開示理由」に基づき非開示。	警部補・同相当職以下の職員の氏名を除いては、原則開示 ただし、公にされていない警衛・警護業務の事前実査 秘匿裡に行われている捜査中の事件に係る検討会（打合せ） 等の用務に係るものについては、職員の氏名が明らかになると所属名を開示していることから、当該職員が担当する業務の内容が明らかとなるなど、警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には非開示となる。	原則非開示 旅行者の氏名が明らかになると所属名を開示していることから、当該職員が担当する業務が明らかとなり、当該旅行用務に係る個別の捜査活動等の内容が特定又は推認されるおそれがあることから非開示とする。 ただし、捜査が終結し、刑が確定した事件 未決事件のうち、公訴の時効が成立した事件 警察が事件の全容を公表している事件 などであって、これらの情報を公にしても捜査協力者が推認されず、危害を加えられるおそれがない場合や捜査体制、捜査手法が判明せず、将来の捜査に支障を及ぼすおそれがない場合は警部補・同相当職以下の職員の氏名を除いて開示となる。	条例10条1項3号 （公共安全情報）
	職務の級 旅行人数	開示	原則開示 ただし、公にされていない警衛・警護業務の事前実査 秘匿裡に行われている捜査中の事件に係る検討会（打合せ） 等の用務に係るものについては、 ・ 所属名を開示していることから、当該旅行職員の職務の級が公となると職員の階級及び職名が特定又は推認され、かつ、担当する業務の内容が明らかとなる ・ さらに、旅行者の人数が公となると警察活動に対する捜査体制等が明らかとなる など警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には非開示となる。	職務の級 ～原則非開示～ 所属名を開示していることから、当該旅行職員の職務の級が公になると職員の階級及び職名が特定又は推認され、かつ、担当する業務の内容が明らかとなり、当該旅行用務に係る個別の捜査活動等の内容が推認されるおそれがあることから非開示とする 旅行者の人数 ～原則非開示～ 個別の警察活動に対応する体制が明らかとなり、捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから非開示とする ただし、職務の級及び旅行者の人数については、 捜査が終結し、刑が確定した事件 未決事件のうち、公訴の時効が成立した事件 警察が事件の全容を公表している事件 などであって、これらの情報を公にしても捜査協力者が推認されず、危害を加えられるおそれがない場合や捜査体制、捜査手法が判明せず、将来の捜査に支障を及ぼすおそれがない場合は開示となる。	条例10条1項3号 （公共安全情報）	

記載内容	非開示項目	非開示理由		適用条項
		C	D	
用務、旅行先・旅行期間に関する情報	用務用務地旅行期間	<p>原則開示 ただし、 公にされていない警衛・警護業務に伴う事前実査 秘匿裡に行われている捜査中の事件に係る検討会（打合せ） 等を当該用務地で開催する場合については、用務、用務地、旅行期間に係る情報が明らかになると警衛・警護実施計画、内偵捜査の進捗状況等が推認されるなど警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には非開示となる。</p>	<p>原則非開示 これらの情報が明らかになると、個別の警察活動の内容、活動地域、捜査の着手や捜査期間に関する情報を犯罪を企図する者等に提供することとなり、これらの者が捜査の妨害を企図したり、事件関係者へ圧力を加えたり、逃走、証拠隠滅を図るおそれがあることから非開示とする。 ただし、 捜査が終結し、刑が確定した事件 未決事件のうち、公訴の時効が成立した事件 警察が事件の全容を公表している事件 などであって、これらの情報を公にしても捜査協力者が推認されず、危害を加えられるおそれがない場合や捜査体制、捜査手法が判明せず、将来の捜査に支障を及ぼすおそれがない場合は開示となる。</p>	<p>条例10条1項3号 （公共安全情報）</p>
支払の時期に関する情報	請求年月日 領収月日 支出領収年月日	<p>原則開示 ただし、 公にされていない警衛・警護用務に関する事前実査 秘匿裡に行われている捜査中の事件に係る検討会（打合せ） については、旅費の支払時期が、当該旅行用務の時期と近接していることから、これらの情報が明らかとなると警衛・警護実施計画、内偵捜査の進捗状況等が推認されるなど警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には非開示となる。</p>	<p>原則非開示 これらの情報が明らかになると、具体的な捜査の着手時期や個別の捜査活動の時期が明らかとなり、さらには捜査の進捗状況等についても推認され、犯罪を敢行しようとする者に犯罪を容易にする情報を与え、又は犯罪を敢行した者が逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあることから非開示とする。 ただし、 捜査が終結し、刑が確定した事件 未決事件のうち、公訴の時効が成立した事件 警察が事件の全容を公表している事件 などであって、これらの情報を公にしても捜査協力者が推認されず、危害を加えられるおそれがない場合や捜査体制、捜査手法が判明せず、将来の捜査に支障を及ぼすおそれがない場合は開示となる。</p>	<p>条例10条1項3号 （公共安全情報）</p>
支出金額に関する情報	本科目の仕訳金額 概算額 精算額 金額（請求額） 旅費精算内訳	<p>原則開示 ただし、 公にされていない警衛・警護業務に伴う事前実査 秘匿裡に行われている捜査中の事件に係る検討会（打合せ） 等を特定の地域で実施・開催する場合において、支出金額情報が明らかになると当該実施・開催地域が特定若しくは推認され警察活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には非開示となる。</p>	<p>原則非開示 これらの情報が明らかになると、旅行先が特定又は推認され事件の捜査対象地域、引当護送経路等が推認されることとなり犯罪を敢行した者が逃走や証拠隠滅を図り、又は被護送者の奪還や襲撃のおそれがあることから非開示とする。 ただし、 捜査が終結し、刑が確定した事件 未決事件のうち、公訴の時効が成立した事件 警察が事件の全容を公表している事件 などであって、これらの情報を公にしても捜査協力者が推認されず、危害を加えられるおそれがない場合や捜査体制、捜査手法が判明せず、将来の捜査に支障を及ぼすおそれがない場合は開示となる。</p>	<p>条例10条1項3号 （公共安全情報）</p>